

## ◇【参考】静岡市建設工事の完全週休2日制に向けてのイメージ

◎そもそも休日とは？

### ◆労働基準法

- 労働基準法では、**少なくとも1週間に1日（例外的に4週間に4日）の休日**を与えなければならないとされています（第35条）。このような法の求める最低基準の休日を「法定休日」といい、これを超える休日を「法定外休日」と呼びます。
- 現在**1週間の法定労働時間**は、業種により異なりますが、**建設業は週40時間**とされています。

### ■週40時間を実現する方法は？

- 1日8時間、完全週休2日制にする方法。（8時間×5日＝40時間）
- 各日の所定労働時間を短縮する方法。（月～金：7時間、土：5時間 → (7×5日)+5＝40時間）
- 1か月または、1年単位の変形労働時間制。（詳細は厚生労働省HP参照）

### ◆現状イメージ

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
					休	休						休	休						休	休						休	休

① 1日8時間、完全週休2日制で、各週40時間を確保した工程計画

### ◆実態イメージ

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
					休	休						休	休						休	休						休	休

- 実態は、殆どの工事で土曜日の作業を**残業対応等で実施**している。（休日作業届で対応）
- 特別条項付協定(36協定)による一定期間の延長時間例：45時間/月、360時間/年（工作物の建設等の事業は、延長時間の上限が適用除外とされている（例：災害時等））

## ◎平成29年度～：担い手確保の一環として下記の取り組みを開始

【全工事対象】：将来的な完全週休2日制に向け、長時間労働の削減と現場閉所日を可能な限り増やす

【各課1工事以上】：4週6閉所日確保モデル工事の発注に取り組む

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
始期日					休	休						休	休						休	休						休	休

- ★4週間（28日間）の内、**6日以上**の現場閉所日を確保する。（原則、土曜日を2日以上と日曜日を4日以上計6日以上閉所する。）
- ★始期日の1週間以上前に、**現場で閉所日カレンダー**を掲示して**工事関係者全員の休日の予定をたて易く**してワークライフバランスを実現！！
- ★土曜日の就業については、各企業の特別条項付協定の範疇による。（**計画閉所日の休日作業届は原則として受け取らない！！**）

## ◎5年後を目標に完全週休2日制を実現

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
					休	休						休	休						休	休						休	休

- ワークライフバランスの充実（若手の建設業離れ防止・入職の促進効果）
- 社会活動、近隣住民への配慮（交通渋滞や苦情の軽減等）